



発行所 愛媛県喜多郡 長浜町役場 印刷所 岸本印刷所

町民税 県民税

新しくできた申告制度

町民税県民税事業税の
申告期限は
3月20日です

一、地方税法の改正によつて昭和三十七年度から町内に住所を有する個人で前年中(昭和三十六年一月一日から十二月三十一日まで)に給与以外の所得があつた場合は町民税県民税の計算に必要な次のごとを申告しなければならなくなりました

地方税法の大巾改正

二、申告期限は毎年三月二十日です
三、申告書は次の要領で提出して下さい

七、役場から所得額の標準を別紙で届けない方は、均等割のみの税額となります。この方は申告書に住所氏名を記入し、印をおして区長さんに出して下さい。なおこの場合でも所得額が九万円をこえるときはその所得額を必要欄に書いて下さい

一、町民税の控除
基礎控除九万円(所得より控除されます)
扶養控除一人につき二〇〇〇円(税額より控除されます)

五、所得税の確定申告を必要とする方は、例年の通り税務署の申告指導が行われますから、その当日町民税も同時に申告していただくよう計画しておりますので、税務署より通知を受けられた方は印鑑と申告書を持って来て下さい

このこえる扶養親族一人ごとに三万円を加えた金額
○雑損控除
○医療費控除
○社会保険料控除
○生命保険料控除
所得税における控除額計算の方法によつて計算した金額、但し専従者控除のある方は所得税と控除額が異なるため雑損控除、医療費控除については所得税と異なつてくる場合があります

四、申告をしなかつた者の取扱いについて
一、申告をしなかつた方は各種の控除を受けることができないため、それだけ多額の税金を負担しなければなりません。又故意に申告を怠つた方は、過料に処せられますから必ず三月二十日までに申告して下さい

六、申告書の記載要領について
一、くわしいことは申告書が届いてから申告書の記載要領を御覧下さい。なお疑問な点は町役場税務課へお問い合わせ下さい

たばこは
町内の小売店で
買ひましよう
私等は町内で買つたたばこで
町へたばこ消費税を納めている
のです

申告した場合と申告しなかつた場合の比較

(計算例) 50万円の普通所得で事業専従者2人扶養親族4人(内1人障害者)医療費支出額5万円(内うめられた保険金1万円)国民健康保険税1万5千円生命保険料3万円の場合

町民税				県民税			
申告しなかつた場合	申告した場合	申告しなかつた場合	申告した場合	申告しなかつた場合	申告した場合	申告しなかつた場合	申告した場合
総所得 500,000円							
基礎控除 -90,000円							
課税所得 410,000円							
町民税 410円 × 6.8/100 = 27,880円							
均等割 300円							
町民税 22,140円							
専従者控除 (300円 × 2)							
扶養控除 (200円 × 4)							
障害者控除 (400円 × 1)							
所得割 20,040円							
均等割 300円							
町民税 20,340円							
基礎控除 -90,000円							
課税所得 410,000円							
町民税 410円 × 1.6/100 = 664円							
均等割 100円							
県民税 5,460円							
基礎控除 (50,000円 × 2)							
医療費控除 (500,000円 - 10,000円 - 20,000円)							
社会保険料控除 -15,000円							
生命保険料控除 (30,000円 - 15,000円) × 1/2 + 15,000円							
基礎控除 -90,000円							
課税所得 92,500円							
所得割 730円							
均等割 400円							
町民税 430円							
基礎控除 -90,000円							
課税所得 92,500円							
町民税 410円 × 0.8/100 = 328円							
均等割 100円							
町民税 20,770円							

差引申告をした場合は6,830円税額が安くなります

事業税(県税)も申告を

一、事業税についても改正が行われ新しく申告制度ができました。申告書は町役場税務課へお問い合せ下さい

個定資産税台帳の縦覧

昭和37年度固定資産の評価額が決定しましたので、規定により3月1日から20日まで20日間長浜町役場及び各出張所において縦覧に供します。縦覧は無料であり、該当資産のある方は自由に縦覧して下さい。なお縦覧の場所は本人が居住されている地区の大字別となっております

- 長浜本庁 大字長浜・大字仁久・大字青島・大字黒田・大字沖浦
- 喜多灘出張所 大字今坊
- 榑生出張所 大字榑生・大字須沢
- 大和出張所 大字上老松・大字下須戒・大字穂積・大字豊茂・大字大越の一部
- 白滝出張所 大字白滝・大字柴・大字戒川・大字大越

